

医心 伝心

「働き方改革」と医療

富山県医師会副会長 炭谷 哲二

日本では安く、質の良い医療が提供されるために、医療従事者が犠牲者的精神で頑張ってきた。かつて開業医家が「いつでも求められるまま往診を含めた医療を行う」といった「赤ひげ」的な医師を良しとする感じがあった。最近では勤務医の長時間労働が問題となっている。各地の病院に労働基準監督署が調査に入り、超過勤務手当の未払いと過重労働に対する是正勧告が出されている。県内においても、様々な病院に労働基準監督署の調査があったと聞く。先日の新聞報道に某公立病院で看護師の超過勤務手当未払いの記事があったが、その中に「医師の10人が協定以上の時間外勤務時間があるとして労働基準監督署からは是正勧告を受けた」とあった。時間外勤務を既定どおり制限すれば良いのかと思われるが、一方で医師には医師法第19条で「診療に従事する医師は、正当な事由がなければ、患者からの診療の求めを拒んではならない」とする応召義務もある。また近年の医学・医療の進歩により、様々な専門医療、高度医療が行われるようになり、現行の医療計画のなかで脳卒中は「・患者の来院後1時間以内に専門的な治療を開始すること、・一定時間を超えても血管内治療などの高度専門治療の実施について検討すること」とされており、急性心筋梗塞も目標として「・患者の来院後速やかに初期治療を開始するとともに、30分以内に専門的治療を開始すること」とされ、求められる事項として脳卒中、急

性心筋梗塞とも「専門的治療が24時間対応可能」とされている。こういった救急救命治療においては熟練した複数の専門医が必要であり、これらの医師の時間外勤務時間が協定を超えているからと言って治療拒否ができるのか。東京の某有名私立病院では土日の救急患者の受け入れをしないことにしたと聞くが、地方においてそのようなことができるとは思えない。富山県内の公的病院において富山大学を除くと、神経内科医が3人以上常勤している病院はなく、最大の県立中央病院でも2人で、全く常勤医のいない公的病院すらある。脳神経外科医も脳卒中センターを開設している富山県済生会富山病院を除くと県立中央病院などの4人が最大である。神経内科や脳神経外科の専門医が簡単に増員できるわけもなく、育成にかなりの年数が必要である。研修医の過労死問題を受け、日本産婦人科学会は8月13日、緊急声明を発表。お産を扱う地域の基幹病院に重点的に産婦人科医を集約し、当直などの負担軽減を図る方針を示している。脳卒中の治療などにおいても医師と患者さんを high-volume hospital へ集約するとの考え方が高まっているようである。医師も労働者であり適切な休養を取りながら余裕を持って働ける世の中になれば良いが、なかなか実現しそうにない。